

令和6年4月11日

保護者様

愛知県立一宮高等学校長 阿部 孝広

「ラーケーションの日」について

陽春の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、愛知県では、令和5年度より子供の学び（ラーニング）と保護者等の休み（バケーション）を組み合わせた、平日だからこそできる学校外での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」を設けました。

つきましては、本校における令和6年度の取得できる期間、届出方法、「ラーケーションを取ることができない日（期間）」を下記のとおり定めましたので、県教育委員会が作成した保護者用リーフレットとあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 期間

令和6年4月12日（金）から令和7年3月12日（水）

2 届出方法

ラーケーションを取る場合には、別紙「ラーケーション届出用紙」を原則として1週間前までに担任に提出してください。届出は3日まとめてでも、1日ずつでも構いません。

3 本校の「ラーケーションを取ることができない日（期間）」

別紙「ラーケーション届出用紙」のとおり

4 その他

「ラーケーション届出用紙」及び「保護者用リーフレット」は本校ホームページ (<https://ichinomiya-h.jp>)からダウンロードできます。

担 当 教頭（野口、大森）

連絡先 0586-72-0191

ラーケーション届出用紙

令和 年 月 日

愛知県立一宮高等学校長 殿

私は、「ラーケーションの日」の趣旨を理解したうえで、

- ① () 月 () 日 () 曜日をラーケーションの日として届け出ます。
- ② () 月 () 日 () 曜日をラーケーションの日として届け出ます。
- ③ () 月 () 日 () 曜日をラーケーションの日として届け出ます。

() 年 () 組 () 番 生徒氏名 () 自署
保護者氏名 () 自署

※ 【全校生徒共通で】ラーケーションを取ることができない日

学 期	月/日	
1 学期	4/9~11・15~18・22・25	5/2・7~10・13~15・21・22・27・30
	6/10・14・17~21・24~27	7/3・19 8/9
2 学期	9/2・3・6・9・10・12・13	10/3・4・7~11・15~17・21・22・28
	11/18~22・25・26・28・29	12/2・9・23
3 学期	1/7・28 2/5・25・28	3/3・13・14・18・19

※ 【学年・学科により】ラーケーションを取ることができない日

学年・学科	月/日
1 年生普通科	4/8、5/20、6/3~6・12、9/30、11/5、1/8、2/7・10・12・14・17~19
2 年生普通科	5/16・28・29・31、10/23・30、11/5・6、1/8、2/7・10・12・14・17~19
3 年生普通科	6/3・13、11/5・6
1 年生フッシャ創造科	4/8、5/20、6/3・5・6・12、9/30、1/8・23~25、2/7・10・12・14・17~19
2 年生フッシャ創造科	5/16・28・29・31、10/23・30、1/8・23~25、2/7・10・12・14・17~19
3 年生フッシャ創造科	6/3・13、1/20~25・29・30

注1：抽出による検診日（4/24 眼科、6/5 耳鼻咽喉科）に取得すると、検診が受けられません。

注2：検尿予備日（5/23 キット配付、24 提出）に取得すると、検査が受けられません。

注3：合宿前検診日（7/16）は、取得不可です。

注4：フッシャ創造科は、4月以降に日程が判明する行事があります。行事当日は取得不可となります。

以下、担任記入欄（担任は以下を記入後、原本を届出者に返却、担任はコピーを保管）

上記「ラーケーションの届出」について、受理しました。

() 年 () 組 担任 ()

ラーケーションの日とは

愛知県全体の「休み方改革」プロジェクトの中で生まれた「ラーケーションの日」は、

子供が保護者等とともに、平日に、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日です。

校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。保護者等の休暇に合わせ、年に3日まで取ることができます。

ラーケーションの日 活動例

「学びのキーワード」や、下記の活動例を参考に、「学ぶこと」を事前に子供と話し合うことから「ラーケーションの日」は始まります。学校外でしかできない学びを、子供と一緒に計画しましょう。

■ 学びのキーワード ■

自然・科学・環境・実験・観察・産業・スポーツ・文化・芸術・歴史・地理・伝統芸能・国際理解・福祉・SDGs・見学・創作・鑑賞・キャリア…

ものづくり

「ものづくり県」である愛知には、50品目以上の伝統工芸品があります。ものづくりを通して、歴史や職人さんの思いを学んでみてはどうでしょう。



農業体験

私たちが口にしている野菜は、どんな人の手で育てられ、どんな風に育っているのでしょうか。

収穫体験や農業体験など、ふだんできないことを一緒に体験してみましよう。



自然体験

景色を味わう、鳥の声を聴く、空気を感じる…五感を使って、自然に親しんでみてはどうでしょう。

観察をとおして生まれる発見や問いも大切にしたいたいものです。



芸術鑑賞

美術、映画、音楽、演劇など、人生を豊かにする芸術に触れて、感じたことを語り合ってみましよう。



国際交流

異なる言葉や文化をもつ人たちとの交流を通して、相互理解を深め、共生社会について考えてみましょう。



史跡探訪

平日は史跡をじっくり見学したり、ガイドさんから詳しく話を聞いたりできます。地元や近隣にも意外と史跡はあるものです。



ラーケーションの日 届出の流れ

1 計画を立てる

子供と一緒に、「ラーケーションの日」の計画を立てる。

計画すること

- ① 活動する日 ② 活動する場所 ③ 学ぶこと

<留意すること>

- 年に3日まで取ることができます。(義務ではありません)
- 原則として、「ラーケーションの日」を取る1週間前までに、保護者等から届け出る必要があります。子供だけのラーケーションは認めていません。
- ラーケーションを取る日は、「出席停止・忌引等」と同じ扱いで欠席とはなりません。その日に実施される各授業の出欠記録については、出席扱いとはなりません。
- 「ラーケーションの日」を取ることで受けられない授業の内容は、自習等により補う必要があります。なお、病気等による欠席の際と同様に、学校から指示が出る場合もあります。
- 学校行事の日や考査前後の期間など、各学校が定めた「ラーケーションを取ることができない日(期間)」があります。

※ 県のWebページ「ラーケーションの日」ポータルサイトには、計画づくりに活用できる「ラーケーションカード」や、様々な学びを体験できるスポットを紹介していますので、参考にしてください。



「ラーケーションの日」ポータルサイト

2 届け出る

学校から指定された方法で、「ラーケーションの日」を取る1週間前までに届け出る。

「ラーケーションを取ることができない日(期間)」は、各学校が別途示します。

3 ラーケーション

子供と一緒に、校外で体験や探究の学び・活動を行う。

4 振り返る

学んだことについて子供と話し合ったり、次回の計画を考えたりする。



Q1 愛知県は、どうして「ラーケーションの日」を作ったのですか。

A1 愛知県「休み方改革」プロジェクトでは、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域の活性化を目指しており、その一環として「ラーケーションの日」が生まれました。総務省の調べでは、土曜日に働いている方が約45%、日曜日に働いている方が約30%おられ、休みの日に子供と一緒に過ごすことが難しいご家庭が少なくありません。そうしたご家庭でも、平日に、子供と一緒に学び、活動することができるよう、「ラーケーションの日」を作りました。

Q2 「ラーケーションの日」を連続して取ることはできますか。また、残った日数は、次の年に繰り越すことはできますか。

A2 「ラーケーションの日」を連続して取ることはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q3 急きょ休みが取れることになった場合、前日に「ラーケーションの日」を届け出ることはできますか。

A3 前日でも、「ラーケーションの日」を届け出ることは可能ですが、しっかりとした計画を立てて学習活動を行っていただきたいので、1週間前までに届け出ることができるようにお願いします。

Q4 「ラーケーションの日」に、どこかへ旅行に出かけてもよいのですか。

A4 ラーケーションは、ラーニング（学び）＋バケーション（休暇）ですので、「学び」の要素が必要です。学びの要素があれば、旅行に出かけることもできますが、大切な授業の代わりに活動ですので、家庭でよく話し合って計画を立ててください。なお、どこかへ出かけなくても、ラーケーションは可能です。

Q5 成人に近い、または成人した高校生も、保護者等と一緒に過ごさなければなりませんか。

A5 「ラーケーションの日」は、児童生徒が保護者等の休みに合わせて、校外で体験や探究的な活動ができるしくみですので、ぜひ子供と一緒に過ごし、コミュニケーションをとっていただきたいと思います。

<お問い合わせ先>

- 制度全般に関すること 愛知県教育委員会 高等学校教育課 TEL 052-954-6787
特別支援教育課 TEL 052-954-6798
- 届け出等に関する場合は、各学校にお問い合わせください。